

ワシントン条約における「ローズウッド種」の扱いについて

CONTENTS

1. 第17回締約国会議における改正（2017年1月2日発効）について（「ローズウッド」種の扱い）
 - 附属書への掲載
 - 確認すべき変更点
2. ワシントン条約規制対象貨物の「輸入」手続き
 - 【輸入】手続き
 - 必要書類
 - ワシントン条約 非締約国からの輸入
 - 条約締結国（輸出国）の事情による例外処理
3. ワシントン条約規制対象貨物の「輸出・再輸出」手続き
 - 【輸出】手続き
 - 【再輸出】手続き
 - 必要書類（【別添資料】再輸出手続きに必要な書類（図）あり）
4. ワシントン条約規制対象貨物の「輸入」「再輸出」手続き（特例について）
 - 日本の輸出入関係手続きが不要となる特例
 - 附属書Ⅱ掲載のローズウッド種に関する除外規定の適用
5. ワシントン条約における「ローズウッド種」の扱い Q&A
6. その他補足説明
7. ワシントン条約（CITES）のページ（METI/経済産業省）
8. ワシントン条約締約国リスト

【付記】更新履歴

正しく認識されるべき内容について変更が加えられた場合のみ記録（誤字脱字の修正・体裁のみの変更等は除く）

【別添資料】再輸出手続きに必要な書類（図）

本資料は「経産省ワシントン条約（CITES）のページ」「ワシントン室による説明会」「事務局調査」で得た情報を元に楽器の輸出入取引に直接関係する部分（「ローズウッド種」関連）にフォーカスした説明資料です。

なお、当資料は、経産省ワシントン室の協力により全楽協事務局で編集し、ワシントン室にご確認いただいたものです。

1. 第17回締約国会議における改正（2017年1月2日発効）について（「ローズウッド」種の扱い）

■ 附属書への掲載（マメ科 関係部分のみ抜粋）

附属書の種別	学名	和名
附属書 I	Dalbergia nigra	ブラジリアンローズウッド（ハカラダ）
附属書 II	<p>Dalbergia spp. (Dalbergia spp. ツルサイカチ属の主な種)</p> <p>Dalbergia cochinchinensis - サイアミーズ・ローズウッド（シタン） Dalbergia baronii - マダガスカルローズウッド（パリサンダー） Dalbergia retusa - ココボロ（サザン・アメリカン・ローズウッド） Dalbergia stevensonii - ホンジュラス・ローズウッド（ノガエド、ニュー・ハカラダ）</p> <p>Dalbergia sissoo - インディアン・ローズウッド（シツソノキ） Dalbergia latifolia - イースト・インディアン・ローズウッド（ソノケリン、インドネシア・ローズウッド） Dalbergia melanoxylon - アフリカン・ブラックウッド（グラナディラ、アフリカ黒檀） Dalbergia cearensis - キングウッド Dalbergia decipularis - チューリップウッド Dalbergia frutescens - ブラジリアン・チューリップウッド Dalbergia tucurensis - ユカタン・ローズウッド（パナマ、ニカラグアン・ローズウッド） Dalbergia spruceana - アマゾン・ローズウッド Dalbergia palescrito - メキシカン・ローズウッド(パロエスクリト) など</p>	<p>ツルサイカチ属またはヒルギカズラ属</p> <p>ブビンガ属3種</p>
	<p>Guibourtia demeusei Guibourtia pellegriniana Guibourtia tessmannii</p>	ブビンガ属3種
	Pterocarpus erinaceus	アフリカローズウッド

※上記「ツルサイカチ属」「ブビンガ属3種」については【対象外】の条件注釈あり
 【対象外】となるもの
 a) 葉、花、花粉、果実種子
 b) 船積ごとの合計の最大重量が10Kg以下の非商業的輸出

※上記「アフリカローズウッド」については対象外の条件注記なし（例外なく規制対象）

用語解説： sp:species (種) spp:species複数形(属)

■ 確認すべき変更点

附属書 I (変更なし)	Dalbergia nigra (ブラジリアンローズウッド) のみが対象
附属書 II	<p>今回の変更後</p> <p>「ツルサイカチ属」のすべて「ブビンガ属3種」および「アフリカローズウッド」が対象となる 【対象外】の条件注記 に該当するケースを除き、 附属書に掲げる「植物」ならびに「個体の一部」 および「派生物（種子、球根、果実、加工品）」を含むすべてが規制の対象</p> <p>変更前</p> <p>「ツルサイカチ属」の一部（赤点線内に記載の種）のみが対象 ただし（丸太、製材品、薄板（合板を含む種もあり））が対象で、 「加工品」は規制対象外であった</p>

2. ワシントン条約規制対象貨物の「輸入」手続き

(附属書Ⅱ 掲載の「ローズウッド種」(ブビンガ含む) の扱いについて)

■ 【輸入】手続き

	分類	手続き	
附属書Ⅰ		【輸入承認】	経産省へ申請
附属書Ⅱ	生きている動物	【事前確認】	経産省へ申請
	上記以外	【事前確認】	経産省へ申請
	特定国原産 ・アフガニスタン ・イスラエル ・インド ・パラグアイ 上記以外	【通関時確認】	(申請手続き不要)

特定国に該当する国を「原産国」とする場合は【事前確認制度】の対象となり、経産省への事前申請が必要

それ以外については、通関時の確認（輸出国発行の必要書類）のみで、申請手続き等はなし

(植物「ローズウッド種」の場合、特定国に該当するのは現時点では上記4カ国)

【参考】特定国原産 該当国リスト (METI/経済産業省) ↓

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_im5_list.html

■ 必要書類

	必要書類	部数
【事前確認制度】 (確認申請時)	1) 輸入公表三の七の(6)に基づく確認申請書⇒「事前確認書」発給 2) 輸出国発行の「CITES輸出許可書」または「CITES再輸出証明書」 3) 輸入契約書 (※輸出者のサインが必要)	記入原本 2通 原本の写し 2通 原本の写し 1通
(通関時)	輸入申告時には、上記 1) 2) 3) の原本を税関に提出	原本 各 1通
【通関時確認制度】	輸出国発行の「CITES輸出許可書」または「CITES再輸出証明書」 (経産省への申請手続きはありません)	原本

■ ワシントン条約 非締約国からの輸入

「条約締結国」および「条約非締結国で同条約に係る管理当局に準ずる当局を持つ国または地域」以外の国とは取引ができません

「条約非締結国で同条約に係る管理当局に準ずる当局を持つ国または地域」(台湾など)については当該国の権限のある当局が発給する文書であって、その発給の要件がこの条約の許可書又は証明書の発給の要件と実質的に一致しているものについて、許可書又は証明書に代わるものとして許容する。(【通関時確認】)

■ 条約締結国(輸出国)の事情による例外処理

「条約締結国」であっても条約改正時の対応が間に合わない場合など、正式な「CITES輸出許可書」「CITES再輸出証明書」ではない、「独自の書類」が発給されるケースありこの「独自の書類」の有効性については、経産省による発給国当局への確認や条約事務局の通知をもって判断される⇒「CITES許可書」に準ずる扱い(【通関時確認】)

【参考】ワシントン条約締約国等一覧(平成28年4月1日現在)(METI/経済産業省) ↓

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/201606_07_070_ci.pdf

3. ワシントン条約規制対象貨物の「輸出・再輸出」手続き

(附属書Ⅱ 掲載の「ローズウッド種」(ブビンガ含む) の扱いについて)

(用語定義：【輸出】その国原産の標本をその国からはじめて輸出する場合 【再輸出】すでに輸入されている標本を輸出する場合)

- 【輸出】手続き 日本原産の「ローズウッド種」をはじめて輸出する場合 (⇒想定外のため説明を省略)
- 【再輸出】手続き 輸入された「ローズウッド種」を材料に国内で生産された「楽器」(加工品) を輸出する場合、
輸入した「ローズウッド種」の加工品である「楽器」を、そのまま「楽器」として輸出する場合

手続き	
附属書Ⅰ	商業目的の国際取引は原則禁止 (例外的に認められる取引あり) 「輸出承認」必須 経産省へ申請
附属書Ⅱ	目的にかかわらず取引は認められる 「輸出承認」必須 経産省へ申請

■ 必要書類

(要否： ●必須 ▲青字注記に該当する場合必要)

No.	必要書類	部数	要否
附属書Ⅱ 【再輸出】	「輸出承認申請書」 ⇒「輸出承認証E/L」	記入原本2通	●
	「輸出承認申請説明書」	記入原本1通	●
	「輸出契約書」又は輸出契約を証するに足る書類 (例：INVOICE など ※申請者サイン必須) ※種の学術名を記載	写し1通	●
	「CITES再輸出証明書」 (輸入した際の「CITES輸出許可書」(輸入時相手国発行) の情報と合わせて記載) 注：手書きは無効	記入原本2通	●
	「販売証明書」「譲渡証明書」販売又は譲渡された貨物について 輸入者と再輸出者が異なる場合、販売・譲渡した者の数だけ必要 (例：輸入者A社→(販売)→B社→(販売)→再輸出者C社 上記の場合は、A社、B社が発行する「販売証明書」が必要)	原本1通 (販売者が発行)	▲
	「通関済み輸入通関申告書(輸入許可通知書)」 輸入したものをそのまま(性質、形状変化なし)再輸出する場合 「輸入者」=「再輸出者」の場合は原本が必要 輸入者と再輸出者が異なる場合	条件により異なる ↓ 原本1通 写し1通 写し1通	●
	「残高を証する書面」 輸出したものをそのまま(性質、形状変化なし)再輸出する場合で 「輸入者」=「再輸出者」の場合のみ必要	原本1通 写し1通	▲
	「CITES輸出許可書」(輸入時相手国発行) 条約適用後の輸入貨物 ▶ 条約適用後に輸入された貨物の再輸出の場合は必須 !!	写し1通	▲
	「輸入契約書」輸入契約を証する書類 条約適用前の輸入貨物 (例：輸入時のINVOICE など) ※条約適用前輸入のエビデンスとして 「その他必要であるとして提出を求められた書類等」	写し1通 指示のとおり	▲

必要書類【原本】 の扱いについて	「販売証明書」「譲渡証明書」(販売者発行) については、 原本の返却はありません
	「通関済み輸入通関申告書(輸入許可通知書)」と「残高を証する書面」については、 「輸入許可通知書」の裏面と「残高を証する書面」の表面を割印のうえ ⇒ 申請者へ返却 (残高管理(輸入した個数を超えて再輸出申請されることのないことをチェック)のため)

4. ワシントン条約規制対象貨物の「輸入」「再輸出」手続き（特例について）

（附属書Ⅱ掲載の「ローズウッド種」（ブビンガ含む）の扱いについて）

■ 日本の輸出入関係手続きが不要となる特例

（個人の携帯品の輸出入に関する特例措置）

荷物の区分	「特例対象の条件」および留意事項
「携帯品」 「職業用具」 「引越荷物」	<p>「本人が携帯」 ないしは 「税関に申告の上別送」</p> <p>日本帰国時の「携帯品」については出国時に申告したものに限り（海外渡航の日本人旅行者） 日本出国時の「携帯品」については入国時に申告したものに限り（来日した外国人旅行者） （税関で「職業用具」と認められる場合は、上記入出国時の申告の有無に関わらず職業用具の特例として手続きなしでの輸出入が可能）</p> <p>輸出入両国（渡航先、帰国先）で特例措置があることが前提</p> <p>相手国に特例措置がない場合は「CITES再輸出証明書」が必要（「輸出承認申請」は不要）</p>
「お土産品」	<p>日本からの持ち出し、持ち込みについて</p> <p>下記条件を満たす場合は輸出許可書などの取得が不要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 附属書Ⅱに該当する動植物を使用した製品：4個以内 2) 学名が生産者や販売業者の提供する書類等で確認できること 3) 生きたものでないこと 4) 商業目的でないこと <p>相手国に特例措置がない場合は「CITES再輸出証明書」が必要（「輸出承認申請」は不要）</p>

《 補足説明 》

「税関に申告の上別送」について	<p>「後送」については出国者が出国した日から原則として6月以内に輸出するものについて認める 「前送」については出国者の旅券等により必ず出国することが確認できる場合に限る 出国の事実 及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は、 代理人の申告による輸出が可能</p>
「特例措置の適用」 相手国の確認	<p>日本は、ワシントン条約第7条第3項で認められている免除規定を外為法に取り入れて運用 他のCITES締約国が同様に免除規定を当該国の国内法に取り入れて運用しているかについては、 各自で確認が必要（⇒経産省へ問合わせしても回答は得られません） 各締約国の連絡先↓（CITES National contacts & information） https://cites.org/cms/index.php/component/cp/</p>
「職業用具」の特例 について	<p>輸入貿易管理令における「職業用具」の定義： 本人の職業の用に供することを目的とし、かつ必要と認められる貨物 上記「職業用具」に該当する貨物と税関に認められれば入出国時の申告の有無に関わらず 手続きなしでの輸出入が可能（相手国にも特例措置がある場合） （滞在先で自身の職業演奏用に新たに購入した楽器など）</p>

■ 附属書Ⅱ掲載のローズウッド種に関する除外規定の適用

本資料 P2 の表（「附属書への掲載」）にあるように、附属書Ⅱ記載の下記「ツルサイカチ属」「ブビンガ種3種」については、
（「Dalbergia spp.」「Guibourtia demeusei」「Guibourtia pellegriniana」「Guibourtia tessmannii」）

注）「Pterocarpus erinaceus」アフリカローズウッドは対象外

附属書解釈の7項 #15 の注釈にある 除外規定 b) が適用される

除外規定 b)： 船積ごとの合計の最大重量が10Kg以下の非商業的輸出

上記除外規定の適用により、個人の「携帯品」「職業用具」の輸出入についても 10Kg以下の非商業目的であれば、
規制対象外の貨物として（CITESの輸出入手続きなしで）輸出入が可能（純粋な個人的利用目的ならOK）

前項の「特例措置」に優先して適用される（附属書で規定される条件なので締約国に共通して適用）

5. ワシントン条約における「ローズウッド種」の扱い Q&A

Q: 扱っている木材が附属書Ⅱ掲載の種に該当する？	(Q-01)
A: 正式な「学名」を確認し、その学名が対象に含まれるかで判断する必要あり（販売者、輸出者等へ確認） 以下、会員企業より実際に質問のあったものについて（一般論として（事務局調べ））	
・グラナディア	アフリカン・ブラックウッドとも称される <i>Dalbergia melanoxylon</i> であれば <i>Dalbergia</i> spp. ツルサウカチ属の種（附属書Ⅱ記載の対象種） ※ クラリネット、オーボエ等の木管楽器の管体によく使われる
・ブピンガ	一般的にブピンガと称されるのは下記3種で附属書Ⅱ記載の対象種 <i>Guibourtia demeusei</i> <i>Guibourtia pellegriniana</i> <i>Guibourtia tessmannii</i> ブピンガ属（ <i>Guibourtia</i> ）に属する種は全部で16種あるが対象は上記3種のみ ※ ギター、打楽器、和太鼓の胴などに使われる
・レンガス	ウルシ科 <i>Anacardiaceae</i> レンガス属 <i>Gluta</i> （異名 <i>Melanorrhoea</i> ）であれば ⇒ 非該当 ウルシ科 <i>Anacardiaceae</i> の附属書Ⅱ掲載種は下記3種のみ （全体では70属980種ほど存在する） <i>Operculicarya decaryi</i> <i>Operculicarya hyphaenoides</i> <i>Operculicarya hyphaenoides</i>
Q: 「非商業的」輸出とは？	(Q-02)
A: 経済的利益を得ること（金銭または別の形で）、および 転売・交換・サービスの提供、 および 他の形態での経済的利用または利益を目的とした活動は一般に「商業的」とみなされる 「非商業的」の該当例） 純粋な個人的利用、学術目的、教育および研修、バイオメディカル、繁殖事業 （【参考】決議5.10「主として商業目的の定義」第15回締約国会議で改正）	（本項 事務局調べ）
Q: 「無償」出荷でも手続きは必要？	(Q-03)
A: 有無償に関係なく附属書掲載種であれば手続きは必要 前項にもあるように、交換・サービスの提供の他、サンプル品の無償出荷等は商業目的とみなされるため手続きは必要	
Q: アーティストなどが海外演奏で当該楽器を携帯する場合は？	(Q-04)
A: 本資料 P5 記載のとおり 個人の「携帯品」「職業用具」の特例、除外規定の適用等が認められると思われるが、 実際の貨物の内容、渡航先の対応等に依存するので税関へ確認してほしい	
Q: 個人が海外メーカーへ直接修理を依頼する場合は？	(Q-05)
A: 日本からの送付については、実際の貨物の内容、送付先国の対応に依存するので税関への確認が必要 海外からの返送時は「商業目的」とみなされ輸出国側の手続きが必要となる可能性が高い	
Q: 指定動植物が使用されていないことの証明は？	(Q-06)
A: 使用されていないことを証明するための証明書類の発行はありません エビデンスとなる通関インボイスに学術名まで明記することが重要（Invoice の Description欄などへ明記）	
Q: ATAカルネ（物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約:ATA による通関手帳）利用による 一時的な輸出入の場合は？	(Q-07)
A: ワシントン条約規制貨物はATAカルネ利用による一時的な輸出入であっても、通常の輸出入と同様の手続きが必要です （法令の規定により、通関に際し事前に許可・承認が必要な物品については、許可・承認書の添付が必要）	
Q: 2017年1月2日以降(改正条約発効後) に輸入した楽器(ワシントン条約規制対象)を海外へ輸出したい。 輸入時相手国発行のCITES許可証を持っていないのだが輸出できるか？	(Q-09)
A: 改正条約適用後にワシントン対象貨物を輸入し、それを再輸出する場合は輸入時相手国発行のCITES許可証が必須 CITES許可証を紛失してしまうと再輸出できなくなりますのでご注意ください	

6. その他補足説明

■ 「船積ごとの合計の最大重量」の定義

附属書Ⅱ掲載のローズウッド種に関する除外規定

b) 船積ごとの合計の最大重量が10Kg以下の非商業的輸出の解釈について

例) 楽器A,B,C 各1台を輸出 (内、A,Bについては附属書Ⅱ掲載のローズウッドを含む)

右記の例で確認

楽器A × 1	本体総重量 2.0kg	内) 附属書Ⅱ掲載ローズウッド 1.0kg
楽器B × 1	本体総重量 3.0kg	内) 附属書Ⅱ掲載ローズウッド 1.5kg
楽器C × 1	本体総重量 7.0kg	ローズウッド使用なし

この場合の「合計の最大重量」= 5.0kg

規制対象の楽器「本体総重量」の合計

含まれるローズウッド部分 (NET)
重量合計= 2.5kg ではない

【追記】経産省 ワシントン条約のページ (FAQ) に下記追記されています

[Q2-12]

ローズウッドの規制対象外となる「船積みごとの合計の最大重量が10kg以下の非商業的輸出」とはどのようなものですか。

商品の売買等経済的利益を得る目的で輸出が行われる場合は商業的輸出とみなされますが、それ以外の場合 (個人による楽器のメンテナンス、教育目的、演奏目的でローズウッドを使用した楽器を移動させる場合等) は非商業的輸出と見なされます。

重量については、当該貨物に使用されているローズウッドの総重量が明確である場合は、それを重量とします。

ローズウッドの総重量が明確でない場合は当該荷物の総重量をローズウッドの重量とみなします。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/07_faq/index.html

■ ワシントン条約該当物品の輸入通関について

ワシントン条約該当貨物の輸入申告は指定された税関官署でなければ行うことができません

(ワシントン条約該当貨物の輸入通関官署)

1. 各税関本関
2. 外郵便務を取り扱う税関官署 (外国来郵便物の通関に限る)
3. 次の表に掲げられた税関官署

税関	官署	税関	官署
函館税関	千歳税関支署	大阪税関	関西空港税関支署
	札幌税関支署旭川空港出張所		伏木税関支署富山空港出張所
	青森税関支署青森空港出張所		金沢税関支署小松空港出張所
	秋田船川税関支署秋田空港出張所	神戸税関	境税関支署
東京税関	成田税関支署		松山税関支署
	羽田税関支署		宇野税関支署岡山空港出張所
	東京航空貨物出張所		広島税関支署広島空港出張所
	成田航空貨物出張所		坂出税関支署高松出張所
	新潟税関支署新潟空港出張所	門司税関	福岡空港税関支署
横浜税関	仙台空港税関支署		大分税関支署大分空港出張所
	小名浜税関支署福島空港出張所		細島税関支署宮崎空港出張所
	鹿島税関支署つくば出張所	長崎税関	三池税関支署久留米出張所
名古屋税関	中部空港税関支署		長崎空港出張所
	清水税関支署静岡空港出張所		八代税関支署熊本空港出張所
			鹿児島税関支署鹿児島空港出張所
		沖縄地区税関	那覇空港税関支署

【税関 / ワシントン条約のページ】

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/washington/washington.htm>

「ワシントン条約該当物品輸入差止等実績 (平成27年)」等の情報も上記ページより参照可能

7. ワシントン条約 (CITES) のページ (METI/経済産業省)

■ ワシントン条約 (CITES)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/index.html

ワシントン条約 (CITES)

制度 輸出 輸入 対象貨物一覧 関税割当 電子申請 貿易救済措置 原産地証明 FAQ その他



ワシントン条約 (Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)) は、自然のかけがえのない一部をなす野生動植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないようこれらの種を保護することを目的とした条約です。

[ワシントン条約について \(条約全文、附属書、締約国など\)](#) | [輸出について \(掲載種の輸出\)](#) | [輸入について \(掲載種の輸入\)](#)

● [ワシントン条約に関するよくある問い合わせ \(FAQ\) はこちらをご覧ください。](#)

第17回締約国会議の結果を踏まえたワシントン条約の附属書の改正について

センザンコウ、ヨウム等が附属書Ⅱから附属書Ⅰへ移行する他、木材種のうちツルサイカチ属 (ローズウッド)、プピンカ属等が新たに附属書Ⅱに掲載されるなどの改正がありました。この改正は平成29年1月2日より効力が発生します。

附属書の変更内容については以下をご覧ください。

● [\(お知らせ\) ワシントン条約：第17回締約国会議における附属書改正事項について](#)

附属書改正に伴う輸出入手続きの取扱いについては以下をご覧ください。

● [\(お知らせ\) ワシントン条約附属書の改正に伴う我が国の輸出入手続きの取扱いについて](#)

■ ワシントン条約関連貨物の輸出

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex.html

ワシントン条約関連貨物の輸出

制度 輸出 輸入 対象貨物一覧 関税割当 電子申請 貿易救済措置 原産地証明 FAQ その他

ワシントン条約が規制する動植物等を輸出するには、事前に経済産業大臣から承認を受け、「輸出承認証」(注)と「輸出許可書」(注)の発給を受けなければなりません。

輸出に必要な手続きと発給を受けるべき書類は、対象貨物の種が、ワシントン条約の附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれに掲載されているかにより異なります。

(注)
「輸出承認証」：経済産業大臣が輸出の申請に対して承認した書類
「輸出許可書」：ワシントン条約管理当局が発行した輸出を許可する書類 (CITES輸出許可書)

輸出対象貨物の種の特定

● [附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれに掲載されているか知っている場合はこちらをご確認ください。](#)

● 不明の場合は種の確認が必要です。

- 輸出する貨物について、以下のリンクからその動植物種が条約附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれに該当するかを確認ください。
- 附属書は動植物種の名前が学術名 (ラテン語の国際的に共通の名称) で記載されています。事前に学術名をお調べください。
- 例えば「ワニ目全種」のように、上位のグループが指定されている場合もありますのでご注意ください。
- 附属書に掲載されていない場合は、ワシントン条約に係る手続きは不要です。

● [動物※サング類含む \(PDF形式：989KB\)](#)

● [植物 \(PDF形式：339KB\)](#)

● [解釈 \(PDF形式：157KB\)](#)

■ ワシントン条約関連貨物の輸出

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex2.html

ワシントン条約規制対象貨物の輸出手続き

制度 輸出 輸入 対象貨物一覧 関税割当 電子申請 貿易救済措置 原産地証明 FAQ その他

ワシントン条約規制対象貨物を輸出するために必要な手続きは次のとおりです。

下表にて附属書の別及び【輸出】又は【再輸出】（注）の別から該当するリンクをクリックし、申請書類を確認してください。

（注）

【輸出】 日本原産のものをはじめて輸出する場合

【再輸出】 既に輸入されている標本を輸出する場合

附属書	概要	分類	申請先
附属書Ⅰ	<p>商業目的の国際取引は原則禁止されています。 例外的に、以下の場合は取引が認められますが、輸出の承認を受けなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学術研究目的のもの（事前の輸入許可証の取得も必要です） 共同保護計画に基づくもの 繁殖施設において人工繁殖したもの（動物にあっては登録した施設） 条約適用前に取得したもの サーカスなどの移動展示 	【輸出】 【再輸出】	経産省
附属書Ⅱ	目的にかかわらず取引が認められますが、輸出の承認を受けなければなりません。	【輸出】 【再輸出】	経産省 経産局（注）
附属書Ⅲ	<p>掲載国原産（注）</p> <p>輸出の承認は不要です。ただし、「輸出許可書」が必要ですので、その申請が必要です。</p>	【輸出】 【再輸出】	経産省
	<p>非掲載国原産（注）</p> <p>輸出の承認は不要です。ただし、日本原産の貨物の輸出については原産地証明書が必要ですので、商工会議所に原産地証明書を申請してください。</p> <p>再輸出については「再輸出証明書」が必要ですので、その申請が必要です。</p>	【輸出】 -	商工会議所
		-	【再輸出】 経産省

■ 申請書類（2.再輸出申請（附属書Ⅰ・Ⅱ））

記入用紙・記載例はこちらのページから

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex4_syorui.html#shinsei2

項目	書類名	部数	ダウンロード	記載例等	備考
(1)	輸出承認申請書	原本2通 ※必ず両面印刷	様式 様式 様式	<p>記入要項</p> <p>※記入例</p> <p>加工品/動物1</p> <p>加工品/動物2</p> <p>加工品/植物1</p> <p>加工品/植物2</p> <p>生きている動物</p>	必須
(2)	輸出承認申請説明書 （※平成27年4月1日より様式変更）	原本1通	様式 様式	<p>※記入例</p> <p>加工品/動物1</p> <p>加工品/動物2</p> <p>加工品/植物1</p> <p>加工品/植物2</p> <p>生きている動物</p>	必須
(3)	輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類	写し1通		<p>例：INVOICE 等</p> <p>※申請者(代表者ではなく担当者等でも可)のサインが必ず必要</p>	必須

(4)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（※平成27年4月1日より様式変更）	原本2通 ※別紙様式(1)は、 両面印刷 、(2)及び(3)は 片面印刷 のこと。	別紙様式1-(1) 別紙様式1-(2) （2枚目以降にわたる場合） 別紙様式1-(3) （その他情報（例：複数にわたるタグの番号等）を記載する場合） ※このPDFファイルは入力可能です。直接文字を入力してください。なお、手書きは無効となりますのでご注意ください。	※記入例 加工品／動物 1 加工品／動物 2 加工品／植物 1 加工品／植物 2 加工品／条約適用前の植物 ① 加工品／条約適用前の植物 ② 生きている動物 ※様式1-(1)裏面の記入要領をご確認ください。また、（9）輸入した際に相手国政府が発行した輸出を認めたい旨の書面（CITES輸出許可書）の情報と合わせて記載してください。	必須
(7)	通関済み輸入通関申告書（輸入許可通知書）	輸入の際の性質及び形状が変わっていないものを輸出する場合、原本及び写し1通（例：ワニ革のバッグを輸入し、同じバッグを輸出する場合等） それ以外の場合、写し1通（例：原料を輸入し、日本で加工したもの等）			必須
(8)	残高を証する書面（※平成27年4月1日より様式変更）	原本及び写し1通	別紙様式2		輸入の際の性質及び形状が変わっていないものを再輸出する場合で、輸入者＝再輸出申請者の場合にのみ必要 （例：ワニ革のバッグを輸入し、同じバッグを当該輸入者が再輸出する場合等）
(9)	輸入した際に相手国政府当局が発行した輸出を認めた旨の書面（CITES輸出許可書） ※（注：条約適用前に輸入された貨物の再輸出の場合は不要）	写し1通		輸出国の税関にて数量確認を受けたCITES輸出許可書の写しを使用すること	
(10)	販売又は譲渡された貨物にあっては、販売証明書又は、譲渡証明書	原本1通		※記入例 販売証明書 譲渡証明書	輸入者と再輸出者が異なる場合、販売又は譲渡した者の数だけ必要 （例：輸入者A社→(販売)→B社→(販売)→再輸出者C社がいる場合、A社、B社が発行する販売証明書が必要）
(12)	その他必要であるとして提出を求められた書類等（含有量の根拠となる計算書（成分表）／学術研究目的の場合は、研究内容を記した書類等）	指示された通数			化粧品等の含有物の場合：含有量の根拠となる計算書(成分表) 学術研究目的の場合：研究内容を記した書類等

(5) (6) (11) は不要なので省略

8. ワシントン条約締約国リスト

AE アラブ首長国連邦	EG エジプト	LU ルクセンブルグ	SK スロバキア
AF アフガニスタン	ER エリトリア	LV ラトビア	SL シエラレオネ
AG アンティグア・バーブーダ	ES スペイン	LY 大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒーリーヤ国	
AL アルバニア	ET エチオピア	MA モロッコ	SM サンマリノ
AM アルメニア	EU 欧州連合	MC モナコ	SN セネガル
AO アンゴラ共和国	FI フィンランド	MD モルドバ	SO ソマリア
AR アルゼンチン	FJ フィジー	ME モンテネグロ	SR スリナム
AT オーストリア	FR フランス	MG マダガスカル	ST サントメ・プリンシペ
AU オーストラリア	GA ガボン	MK マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	
AZ アゼルバイジャン	GB 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）		SV エルサルバドル
BA ボスニア・ヘルツェゴビナ	GD グレナダ	ML マリ	SY シリア・アラブ共和国
BB バルバドス	GE ジョージア	MM ミャンマー	SZ スワジランド
BD バングラデシュ	GH ガーナ	MN モンゴル	TD チャド
BE ベルギー	GM ガンビア	MR モーリタニア	TG トーゴ
BF ブルキナファソ	GN ギニア	MT マルタ	TH タイ
BG ブルガリア	GQ 赤道ギニア	MU モーリシャス	TJ タジキスタン共和国
BH バーレーン	GR ギリシャ	MV モルディブ共和国	TN チュニジア
BI ブルンジ	GT グアテマラ	MW マラウイ	TR トルコ
BJ ベナン	GW ギニアビサウ	MX メキシコ	TT トリニダード・トバコ
BN ブルネイ・ダルサラーム	GY ガイアナ	MY マレーシア	TZ タンザニア連合共和国
BO ボリビア多民族国	HN ホンジュラス	MZ モザンビーク	UA ウクライナ
BR ブラジル	HR クロアチア	NA ナミビア	UG ウガンダ
BS バハマ	HU ハンガリー	NE ニジェール	US アメリカ合衆国
BT ブータン	ID インドネシア	NG ナイジェリア	UY ウルグアイ
BW ボツワナ	IE アイルランド	NI ニカラグア	UZ ウズベキスタン
BY ベラルーシ	IL イスラエル	NL オランダ	VC セントビンセント及びグレナディーン諸島
BZ ベリーズ	IN インド	NO ノルウェー	VE ベネズエラ・ボリバル共和国
CA カナダ	IQ イラク共和国	NP ネパール	VN ベトナム
CD コンゴ民主共和国	IR イラン（イスラム共和国）	NZ ニューージーランド	VU バヌアツ
CF 中央アフリカ共和国	IS アイスランド	OM オマーン	WS サモア
CG コンゴ	IT イタリア	PA パナマ	YE イエメン
CH スイス	JM ジャマイカ	PE ペルー	ZA 南アフリカ
CI コートジボワール	JO ヨルダン	PG バブアニューギニア	ZM ザンビア
CL チリ	JP 日本	PH フィリピン	ZW ジンバブエ
CM カメルーン	KE ケニア	PK パキスタン	
CN 中国	KG キルギス	PL ポーランド	
CO コロンビア	KH カンボジア	PT ポルトガル	
CR コスタリカ	KM コモロ	PW パラオ	
CU キューバ	KN セントクリストファー・ネイビス		
CV カーボヴェルデ	KR 大韓民国	PY パラグアイ	
CY キプロス	KW クウェート	QA カタール	
CZ チェコ共和国	KZ カザフスタン	RO ルーマニア	
DE ドイツ	LA ラオス人民民主共和国	RS セルビア	
DJ ジブチ	LB レバノン共和国	RU ロシア	
DK デンマーク	LC セントルシア	RW ルワンダ	
DM ドミニカ	LI リヒテンシュタイン	SA サウジアラビア	
DO ドミニカ共和国	LK スリランカ	SB ソロモン諸島	
DZ アルジェリア	LR リベリア	SC セーシェル	
EC エクアドル	LS レソト	SD スーダン	
EE エストニア	LT リトアニア	SE スウェーデン	
		SG シンガポール	
		SI スロベニア	

(ISO 国コード順表記)

【付記】更新履歴

更新日 Ver.	更新内容
2017年1月25日（初版 Ver.1.1） 2017年2月21日（ Ver.1.2） 2017年6月22日（ Ver.1.3）	<ul style="list-style-type: none">・本資料内の別ページ参照を示す箇所について、ページ番号の誤りを訂正・「3. 輸出・再輸出手続き」 ■必要書類「CITES輸出許可証」注記変更・「5. ローズウッド種の扱いQ&A」 Q-09 を追記 ※輸入時相手国発行CITES許可証を紛失しないよう 経産省ワシントン室より再周知の依頼あり
2017年7月14日（ Ver.2.1）	<ul style="list-style-type: none">・「別添資料：再輸出手続きに必要な書類（図）」を追加・「6. その他補足説明」 ■「船積みごとの合計の最大重量」の定義を編集 経産省CITESページ FAQ からの引用を追記

ワシントン条約における「ローズウッド種」の扱いについて
【別添資料】再輸出手続きに必要な書類（図）

説明資料の本文 項目 3. ワシントン条約規制対象貨物の「輸出・再輸出」手続きの補足説明資料（図示）

条件	図番
■ 改正条約適用後に輸入した貨物の再輸出	
A. 輸入したものに加工を加え(材料輸入⇒製品加工) 再輸出する場合	
「輸入者」≠「再輸出者」の場合	A-1
「輸入者」=「再輸出者」の場合	A-2
B. 輸入したものをそのまま(性質、形状変化なし) 再輸出する場合	
「輸入者」≠「再輸出者」の場合	B-1
「輸入者」=「再輸出者」の場合	B-2
■ 改正条約適用前に輸入した貨物の再輸出・・・輸入時「CITES輸出許可証」発行なし	
C. 輸入したものに加工を加え(材料輸入⇒製品加工) 再輸出する場合	
「輸入者」≠「再輸出者」の場合	C-1
「輸入者」=「再輸出者」の場合	C-2
D. 輸入したものをそのまま(性質、形状変化なし) 再輸出する場合	
「輸入者」≠「再輸出者」の場合	D-1
「輸入者」=「再輸出者」の場合	D-2

凡例

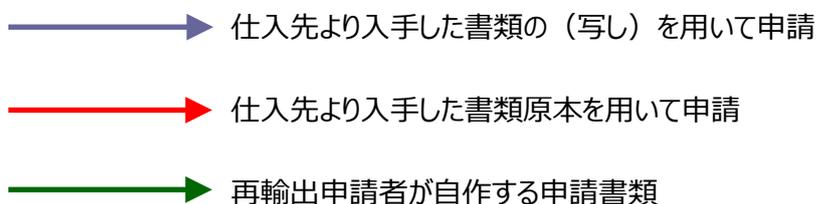
■ 書類原本



■ 書類（写し）

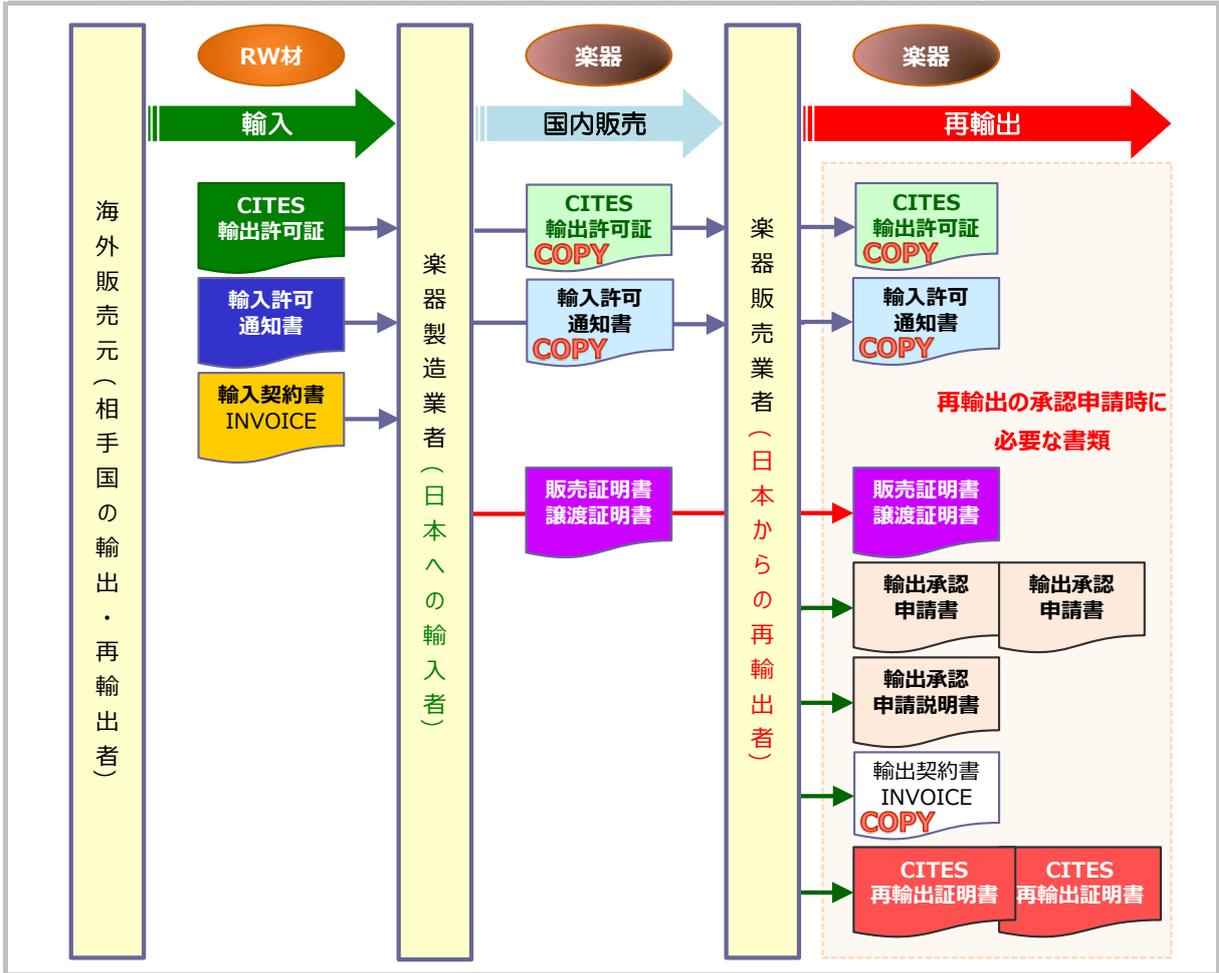


■ 書類の流れ

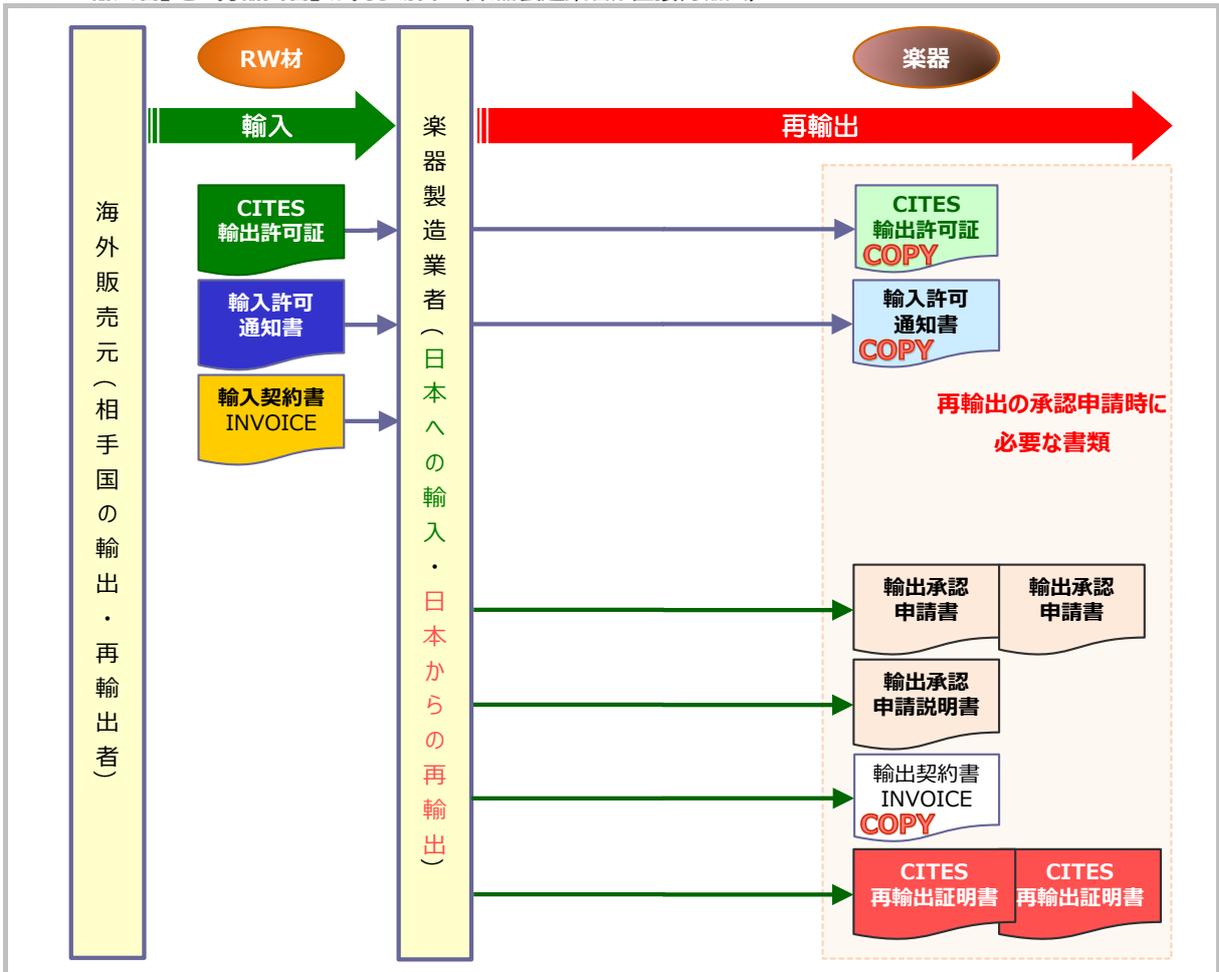


A. 輸入したローズウッド材を加工して楽器を製造し海外へ再輸出する場合（材料輸入⇒製品加工⇒再輸出）
 （2017.1.2 改正条約適用後に輸入したローズウッド材の場合）

A-1 「輸入者」と「再輸出者」が異なる場合（製造業者から販売業者への国内取引を経て再輸出）

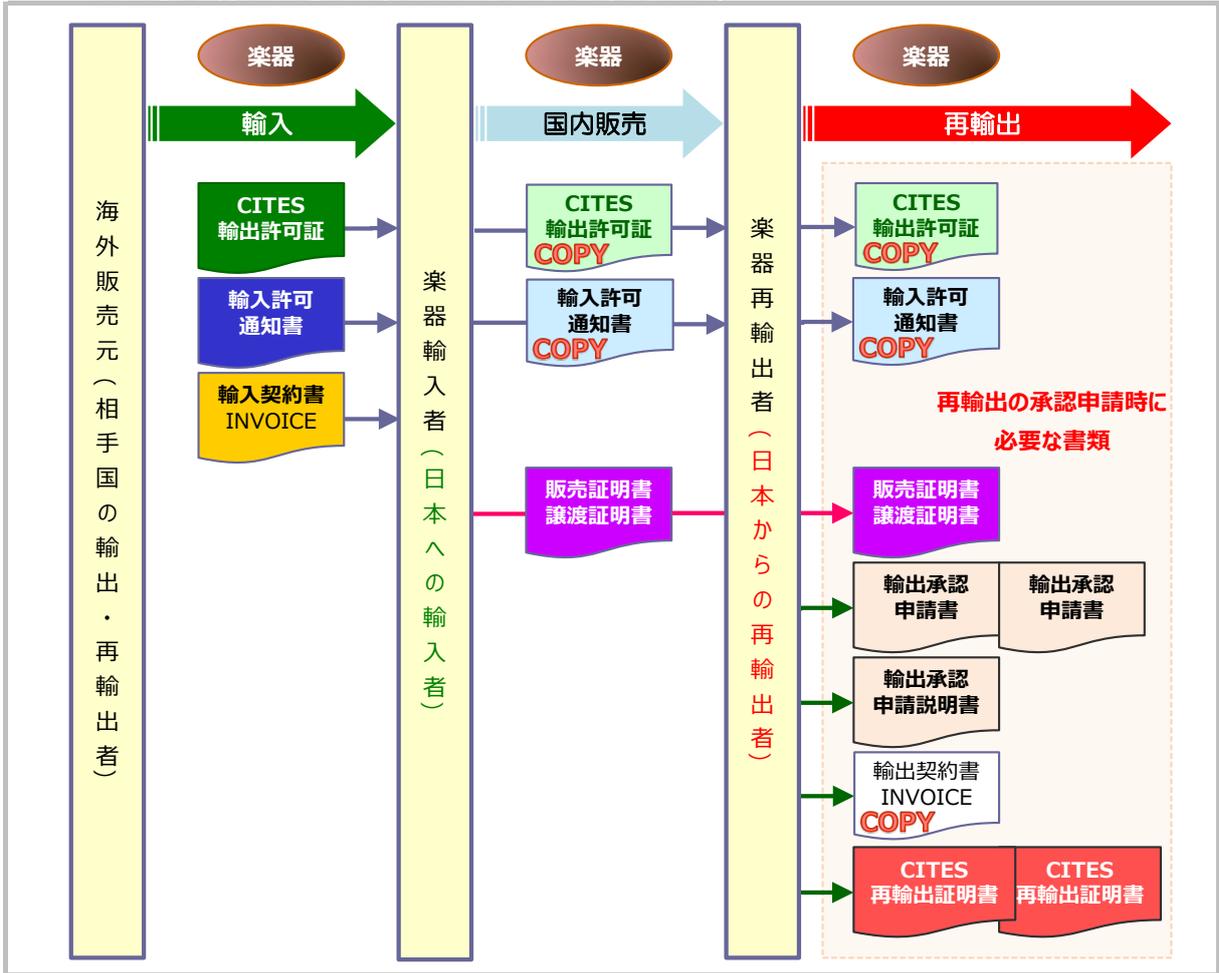


A-2 「輸入者」と「再輸出者」が同じ場合（楽器製造業者が直接再輸出）

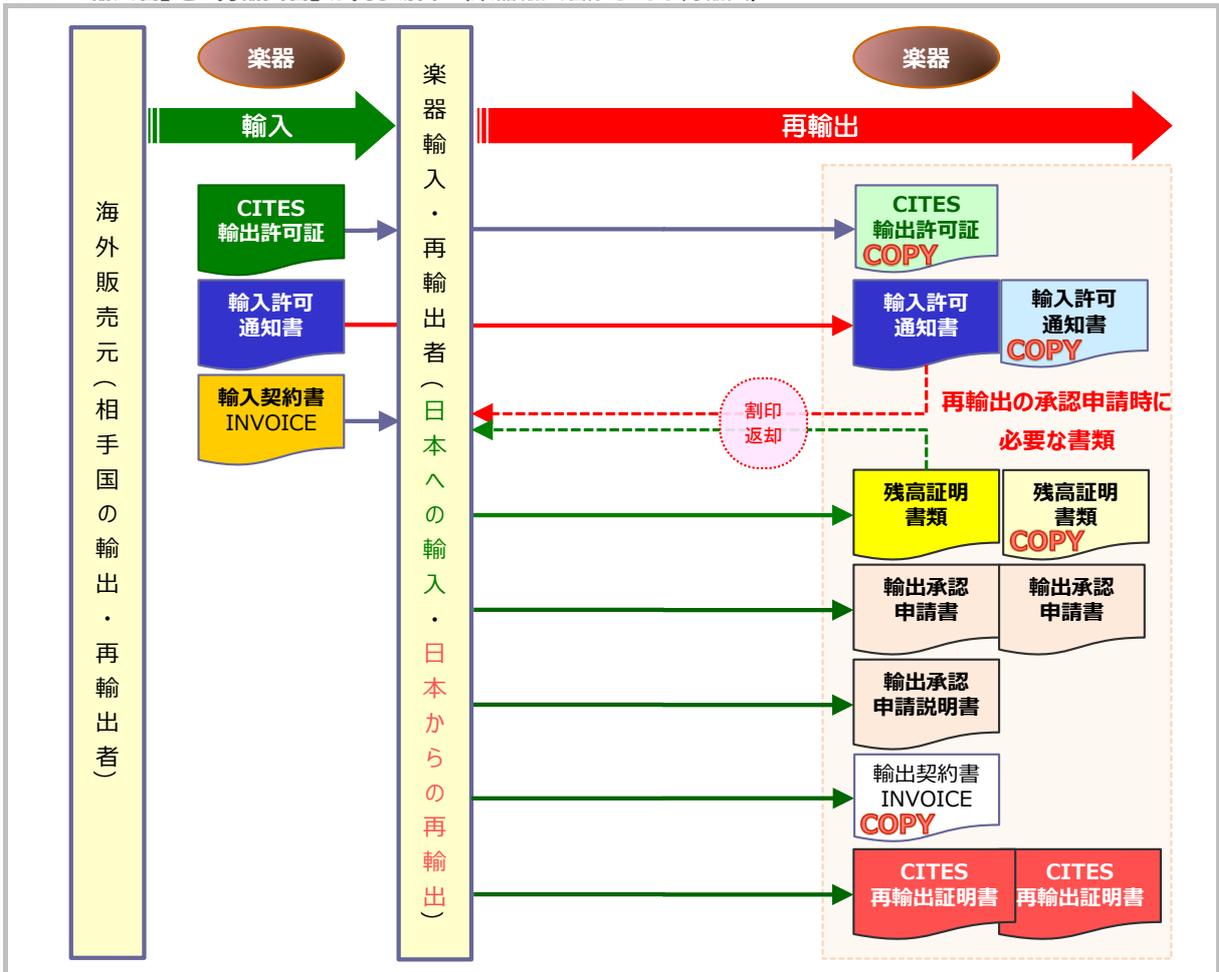


B. 輸入した「ローズウッド加工品（楽器）」をそのまま海外へ再輸出する場合（楽器輸入⇒再輸出）
 （2017.1.2 改正条約適用後に輸入した楽器の場合）

B-1 「輸入者」と「再輸出者」が異なる場合（国内取引を経て再輸出）

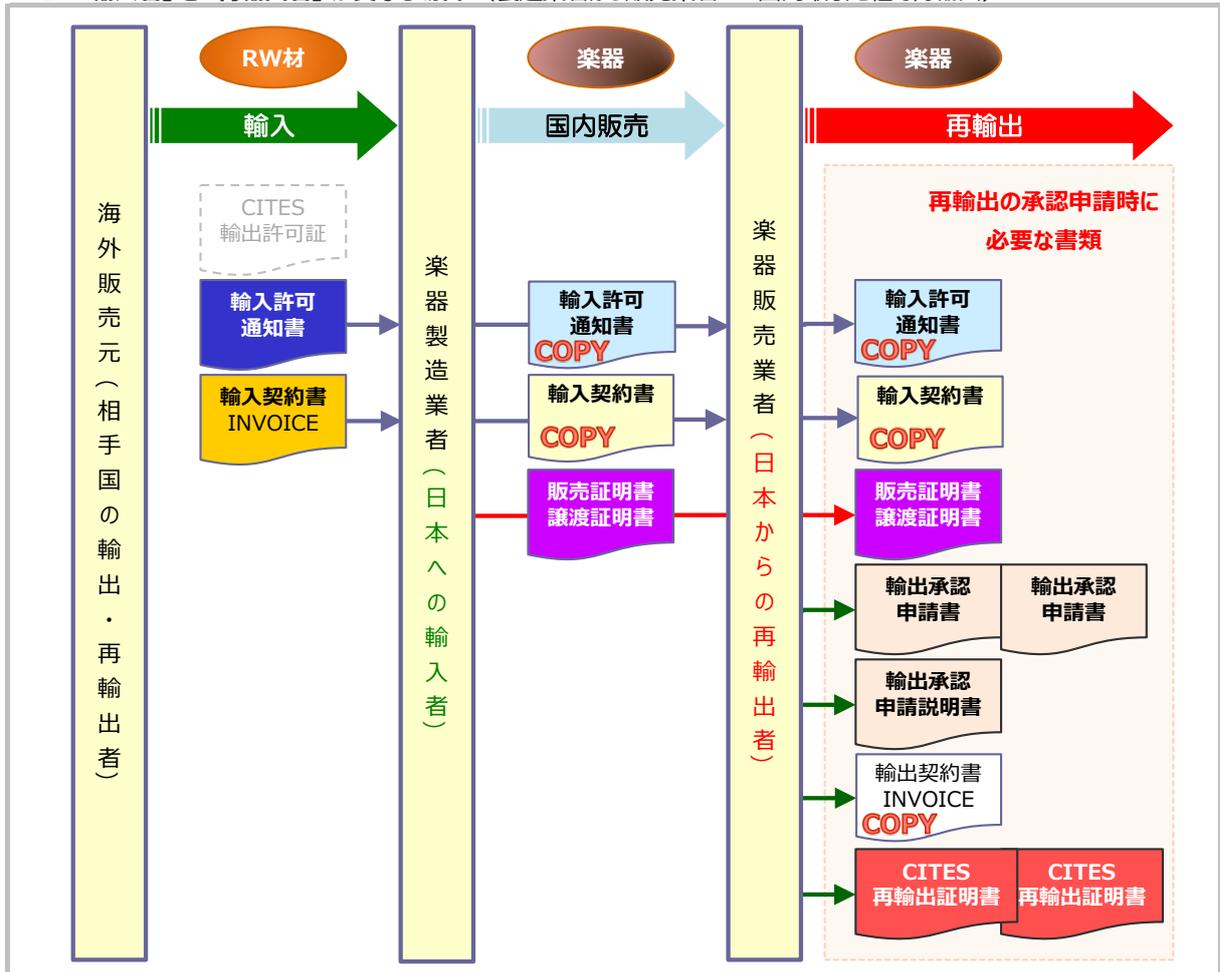


B-2 「輸入者」と「再輸出者」が同じ場合（楽器輸入者がそのまま再輸出）

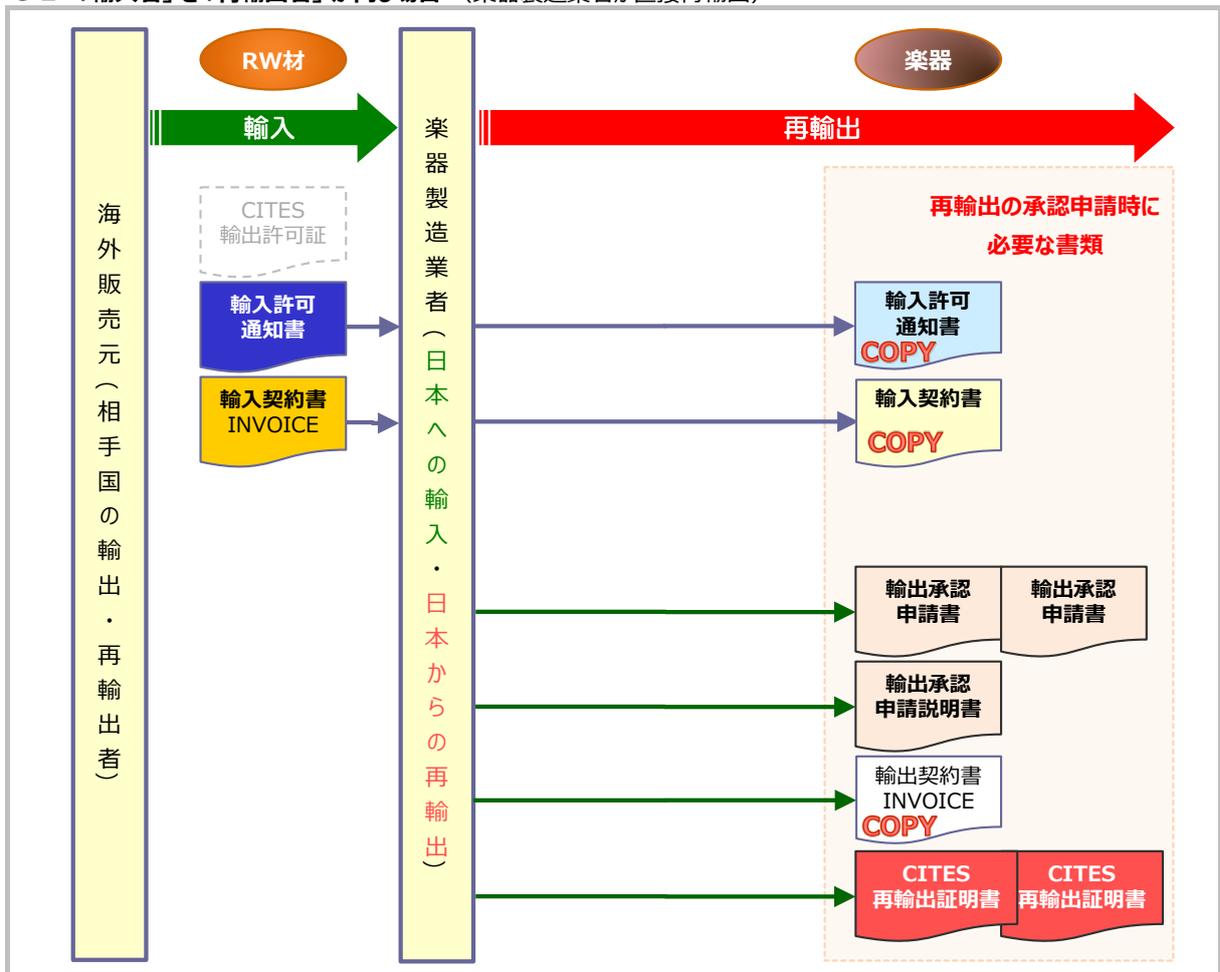


C. 輸入したローズウッド材を加工して楽器を製造し海外へ再輸出する場合（材料輸入⇒製品加工⇒再輸出）
 （2017.1.2 改正条約適用前に輸入したローズウッド材の場合・・・輸入時「CITES輸出許可証」発行なし）

C-1 「輸入者」と「再輸出者」が異なる場合（製造業者から販売業者への国内取引を経て再輸出）

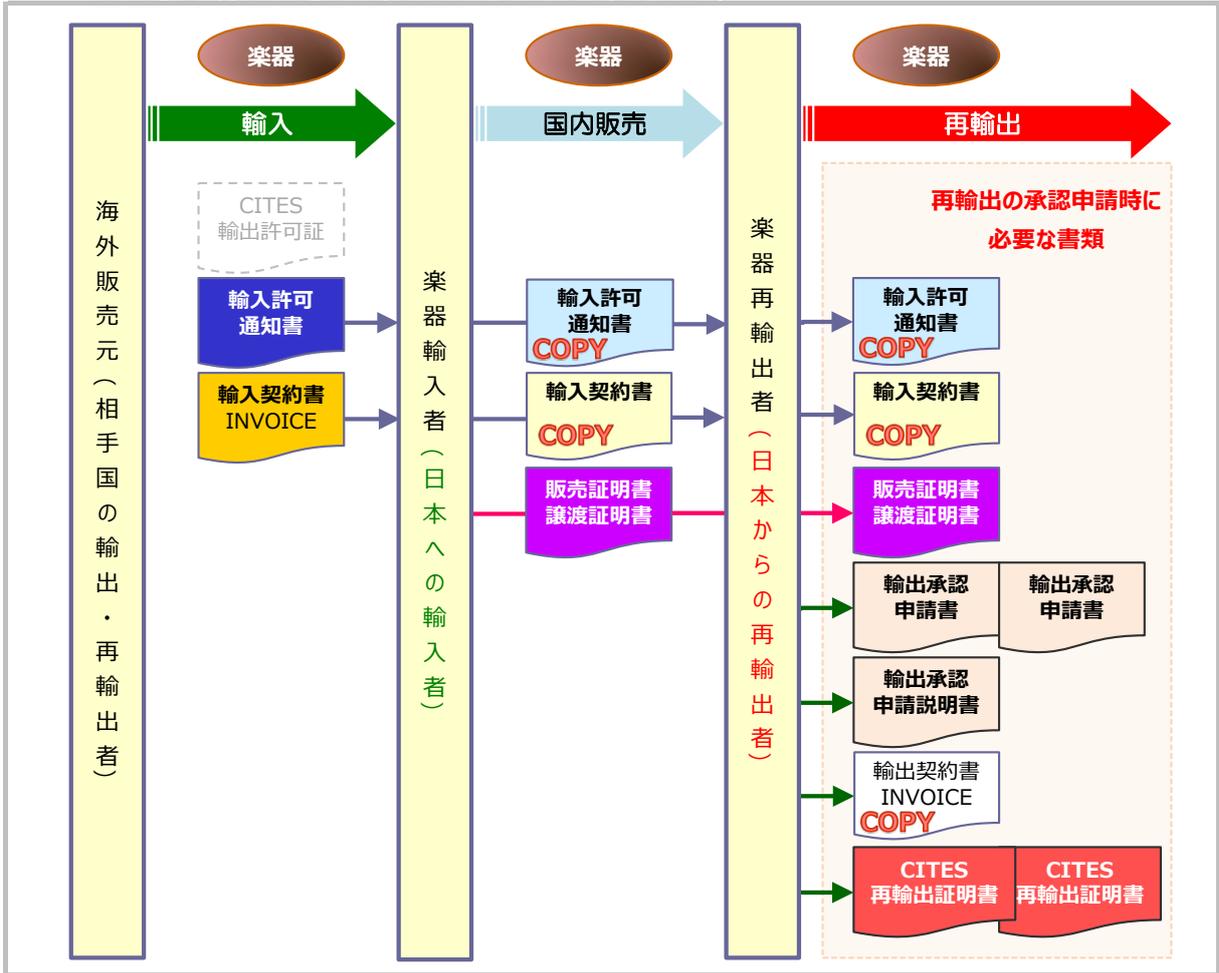


C-2 「輸入者」と「再輸出者」が同じ場合（楽器製造業者が直接再輸出）



D. 輸入した「ローズウッド加工品（楽器）」をそのまま海外へ再輸出する場合（楽器輸入⇒再輸出）
 （2017.1.2 改正条約適用前に輸入した楽器の場合・・・輸入時「CITES輸出許可証」発行なし）

D-1 「輸入者」と「再輸出者」が異なる場合（国内取引を経て再輸出）



D-2 「輸入者」と「再輸出者」が同じ場合（楽器輸入者がそのまま再輸出）

